

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

秋田労働局一般公示第 22 号

秋田地方最低賃金審議会は、「秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金」、「秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金」、「秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金」及び「秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、秋田県の区域内で

- 1 非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第 1 次製錬・精製業又は非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）
- 2 ①電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、②電池製造業、③電子応用装置製造業、④その他の電気機械器具製造業、⑤映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）、⑥電子計算機・同附属装置製造業、⑦ ②から⑥までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、⑧純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①から⑥までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）
- 4 自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であつて意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 8 年 9 月 17 日までに、秋田地方最低賃金審議会（秋田市山王七丁目 1 番 3 号秋田労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和 8 年 9 月 3 日

秋田労働局長 千葉 裕子